

第2次和泉市都市計画マスタープラン 骨子案検討資料

目次

I 計画の前提

1. 前提条件の整理	1
（1）都市計画マスタープランの位置付け	1
（2）策定の背景	2
（3）都市計画マスタープランの役割	2
（4）構成と目標年次、対象範囲	3
2. 和泉市の現状と都市計画の課題	5
（1）和泉市の現状と市民意向 ※	
（2）上位・関連計画 ※	
（3）都市計画の現状と課題	5

II 全体構想

1. 都市計画の目標	9
（1）都市の将来像 ※	
（2）都市計画の目標	9
（3）将来人口フレーム ※	
（4）将来都市構造	10
2. 都市計画の方針	14
（1）土地利用方針	14
（2）交通の方針	18
（3）都市・自然環境及び歴史文化遺産の方針	19
（4）その他公共施設の方針	21
（5）市街地・集落及び住宅の方針	23
（6）都市防災の方針	25
（7）都市景観の方針	26

※ 色が薄くなっている部分は、内容調整中のため記載がありません。

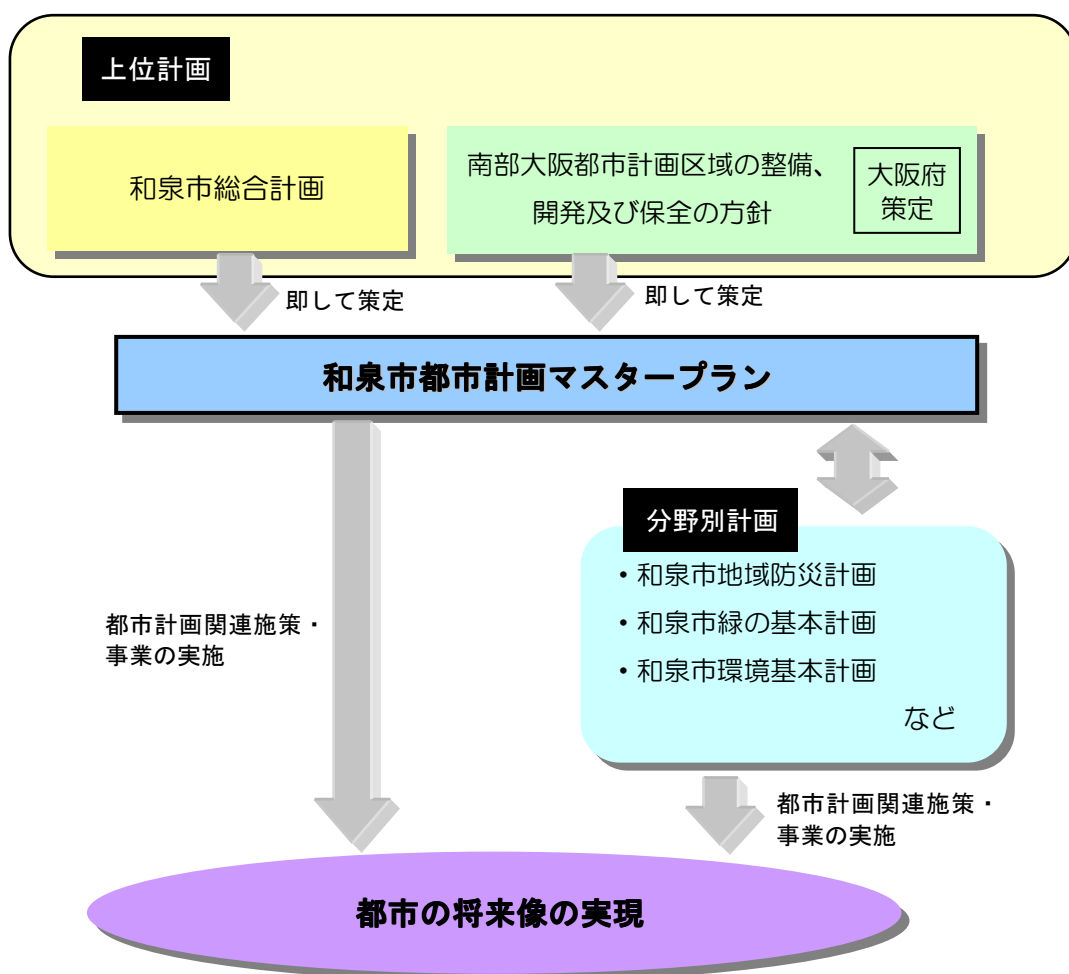
I 計画の前提

1. 前提条件の整理

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

「都市計画マスタープラン」は、平成4年6月の都市計画法改正により創設されたもので、市民に一番身近な自治体である市が目指すべき将来像を市民の皆さんと一緒に考えながら、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と市民がこれを共有しながら実現していくことを目的として策定するものです。

和泉市のまちづくりにかかるすべての計画の基本となる「和泉市総合計画」及び南部大阪都市計画区域における土地利用や主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めることとされています。



(2) 策定の背景

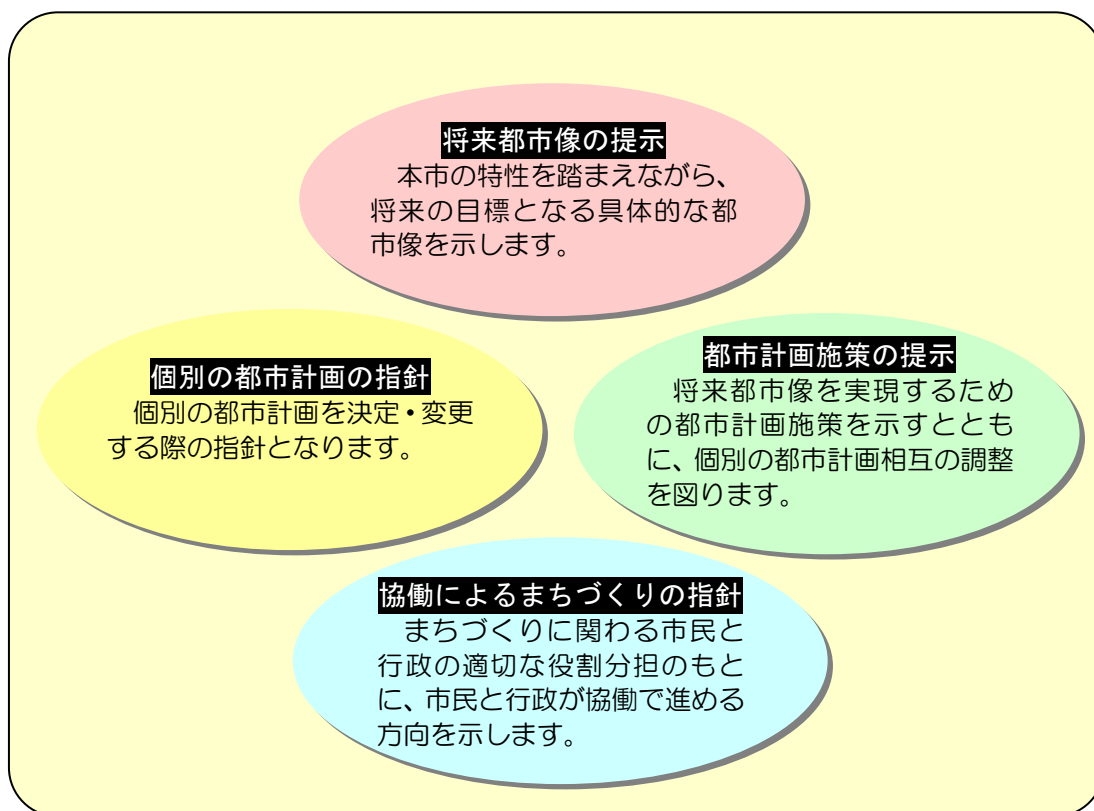
和泉市都市計画マスタープランは、平成9年12月の第3次和泉市総合計画の策定を受け、都市計画法に基づき平成12年1月に策定しました。

しかしながら、その後の社会経済状況は、少子高齢化の進行や情報社会の到来、地方分権の進展など大きく変化し、都市構造や行財政構造などに変化が生じるなど、右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。

平成23年3月に大阪府においては、平成32年を目標とする「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が改定され、本市においては平成37年を目標とする本市の上位計画である「和泉市総合計画」を策定しました（現在、策定作業中）。これらに即するため、現在の和泉市都市計画マスタープランの見直しを行ったものです。

(3) 都市計画マスタープランの役割

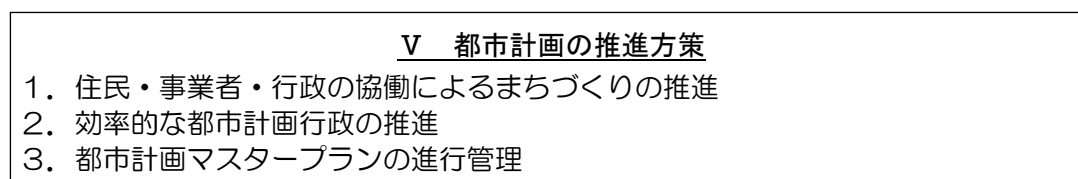
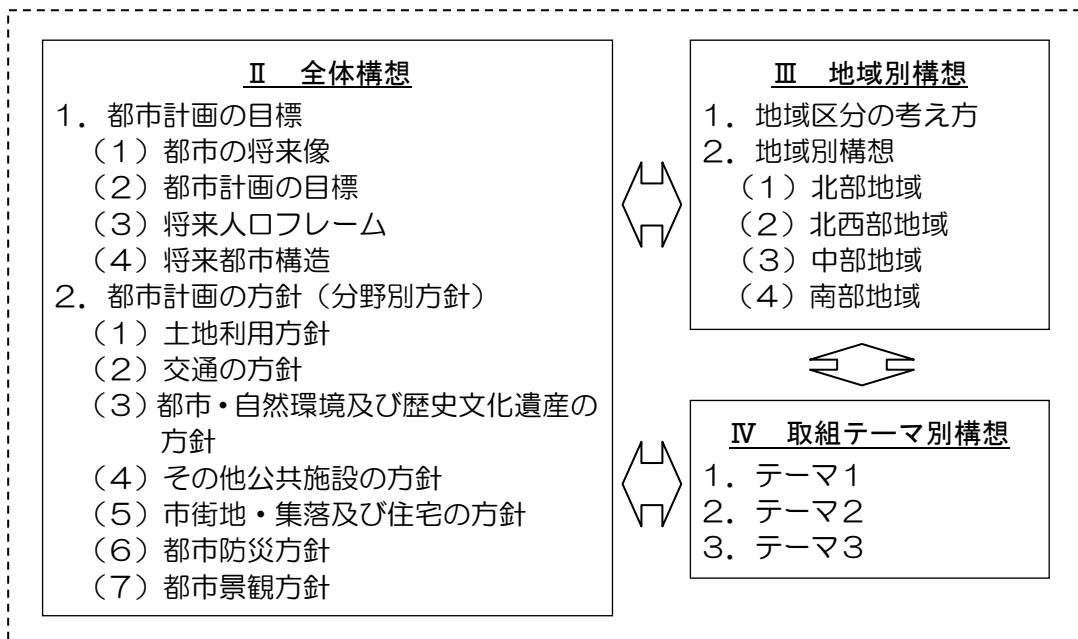
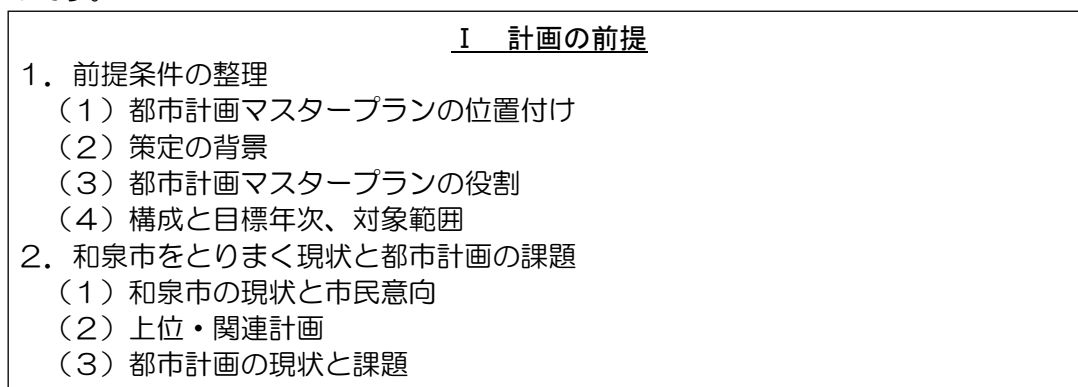
和泉市都市計画マスタープランは、次のような役割を持ちます。



(4) 構成と目標年次、対象範囲

①構成

「都市計画マスタープラン」は、主に、「全体構想」と「地域別構想」、「取組テーマ別構想」により構成されます。「全体構想」は、上位計画等を踏まえ本市のあるべき都市の将来像や都市計画の目標等を示すとともに、それを実現するための都市計画の方針等を示します。「地域別構想」は「全体構想」と整合を図りながら、各地域における目標像とそれを実現するための基本的な方針等を示します。「取組テーマ別構想」は、市民が主体的に取り組むまちづくりの展開イメージをいくつかのテーマごとに示すものです。



②目標とする年次

「都市計画マスタープラン」の目標年次は、20年後の平成47年（2035年）とします。ただし、このマスタープランは、まちづくりの長期的な方向性を示すもので、実現までに目標年次を超える長い期間を要する内容も含まれています。また、硬直化した計画とならないよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

③対象範囲

和泉市は全域が都市計画区域に含まれることから、和泉市全域とします。

2. 和泉市の現状と都市計画の課題

(1) 和泉市の現状と市民意向

(2) 上位・関連計画

(3) 都市計画の現状と課題

①人口構造の変化への対応

<現状>

和泉市の人口は増加が続いてきましたが、近い将来、減少に転じると見込まれており、地区別にみると、すでに南部地域や北部地域では減少しつつあります。

人口構成は少子高齢化が確実に進んでおり、今後、その傾向は急速に高まっていくものと予想されます。

都市づくりの観点から見ると、これまでは、新たな宅地開発等に伴い整備してきた道路や、公園・緑地、学校などの施設について、「量」の確保に追われていた時代でしたが、今後はその適切な維持管理や利用方法の見直しなどが求められてくるものと考えられます。

<課題>

○様々な世代の人々が安心して住み続けられる住環境づくりや、都市基盤のユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

○南部地域の田園集落における人口維持に向けた環境づくりが必要です。

○人口減少や高齢化によって弱体化が進む地域コミュニティ、空き家の増加、ニュータウンのオールドタウン化への対応などが必要です。

○都市基盤や公共施設にかかる既存ストックの適切な維持管理、更新が必要です。

○長期間未着手である都市計画施設については、必要性を検証した上で今後のあり方を再検討する必要があります。

②地域特性に応じた土地利用形成

<現状>

和泉市の土地利用は、山間部、丘陵部、既成市街地に分類できます。

山間部は農山村集落及び山林、丘陵部は新市街地や商工業地、既成市街地は住宅地や商工業地などで構成されます。

丘陵部では、近年、大阪都市圏の拡大に伴い、新住宅市街地開発事業をきっかけとして住宅地の開発が続き住宅都市としての性格を強めてきました。一方、既成市街地では明治以降の繊維産業に代表される地場産業の発展により形成された住工混在地が

多いことも特徴で、十分な都市基盤整備が行われないまま開発された市街地も多く見られます。

<課題>

- 既成市街地、新市街地、農山村集落、山林といった現状を踏まえつつ、地域の特性を活かしながら、市の魅力を高めていく土地利用が必要です。
- 既成市街地については、良好な住環境の形成や商業地区のにぎわいづくりなど地区の特性に応じた市街地環境の充実や、適切なまちの更新などによる安全・安心なまちづくりなどが必要です。住工混在地については、良好な住環境や工場の操業環境等を創造する観点から、今後の土地利用のあり方を明確化する必要があります。
- 丘陵部の新市街地については、計画的に開発された大規模住宅地や商工業地の良好な住環境、操業環境等の保全が求められます。
- 山間部の農地と集落については、営農環境や集落環境の維持・保全、山林については豊かな自然環境の保全・活用が求められます。

③都市のにぎわいと活力の創出

<現状>

JR和泉府中駅周辺や泉北高速鉄道泉中央駅周辺においては、行政、商業・業務、文化、交流、医療など様々な都市機能が集積する本市の都市拠点が形成されています。また、トリヴェール和泉やテクノステージ和泉においては、高速道路へのアクセスの良さを活かした工場や研究開発施設等の集積地が形成されており、本市の自立性と成長力を支える産業集積拠点として、機能を発揮しています。

道路交通網としては、国道26号や大阪岸和田南海線、国道170号（大阪外環状線）、和泉中央線などによる骨格的な道路体系が形成されていますが、これらの充実により、市内外の円滑な移動を促進し、都市の一体的な発展を支える交通環境の実現が求められています。

<課題>

- 様々な都市機能が集積しているJR和泉府中駅周辺では、都市機能の充実や都市拠点としての魅力の向上などによるまちのにぎわいづくりが必要です。
- トリヴェール和泉の研究開発地区やテクノステージ和泉の工場地において、周辺環境との調和に配慮した操業環境の保全が必要です。
- トリヴェール和泉における大型商業施設立地のインパクトを活用した市全体の活力向上が必要です。
- 道路交通ネットワークの充実による市内外の連携・交流を促進することが必要です。

④持続可能な都市環境の実現

<現状>

和泉市には山間部や信太山丘陵の自然環境のほか、公園緑地、社寺や遺跡の緑や、農地、河川敷、ため池などの個性豊かな自然的環境も豊富であり、二酸化炭素の吸収源や防災、景観形成、レクリエーションなどの観点からも重要な役割を果たしていることから、これらを適切に保全・活用していくことが求められます。また、温室効果ガスの排出削減に向けては、低炭素まちづくりの視点も重要となっています。

世界的にも環境問題や自然保護に対する意識は高まってきており、今後は持続可能な社会の実現に向けて環境面での取組みが求められます。

<課題>

- 南部地域の山林や信太山丘陵の自然環境、市街化調整区域農地の自然的環境などをまとめたボリュームの自然要素、自然的要素として保全していく必要があります。
- 公園を含む公共施設や宅地内の緑、市街地内の農地などを、生活に身近な緑として保全・活用していく必要があります。
- 交通や都市機能配置など様々な面から低炭素まちづくりの取組を進めていく必要があります。

⑤自然環境や歴史文化遺産など和泉市らしい個性を活かした景観づくり

<現状>

本市には国有数の弥生時代の集落遺跡である池上曾根遺跡（国史跡）をはじめ、和泉黄金塚古墳（国史跡）、丸笠山古墳（府史跡）など数多くの古墳や遺跡のほか、小栗街道の伝統的なまちなみなど市の個性を彩る数々の歴史・文化資源が豊富です。また、南部地域の山林や信太山丘陵においては、豊富な自然景観を有しているほか、新市街地では、それらの自然環境との調和に配慮した質の高い住宅地のまちなみ景観が形成されています。

一方で、一部の幹線道路沿いでは、資材置場や産業廃棄物置場等が見られ、景観に混乱が見られます。

近年、急速な都市化傾向が鈍化する中、美しいまちなみなど良好な景観に関する市民の関心は高まりつつあります。大阪府においては、平成10年に独自の景観条例を制定しましたが、平成16年に制定された景観法を踏まえ、平成20年に同条例を改正するなど良好な景観形成が重要施策と位置づけられており、本市においても景観施策への取組みが求められています。

<課題>

- 貴重な自然空間となる山林や信太山丘陵の自然景観の保全・活用が必要です。
- 古墳や遺跡などの歴史文化資源を活かした景観づくりが必要です。
- ニュータウンの落ち着いた住宅地のまちなみ景観や、幹線道路における周辺環境と調和した沿道景観など地区の特性に応じた景観づくりが必要です。

⑥まちの安全・安心の確保

<現状>

東北地方太平洋沖地震などの大規模な地震発生や台風・集中豪雨といった自然災害による被害が多発する中、災害への備えを充実させ、被害をできるだけ出さず、最小限に抑えるような取り組みが求められています。

一部の地域では農地の冠水や住宅の浸水被害が発生する恐れがあり、山地においては、土砂災害の危険のある箇所もあります。

市街地においては、狭あい道路や老朽木造家屋が多く残るなど防災面に問題がある地区も存在します。

<課題>

○河川や下水道の整備等による治水対策や治山対策を推進する必要があります。

○建築物の耐震対策や不燃対策、狭あい道路の拡幅などによる災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。

○市街地においては、緑地や公園、街路などのほか農地の活用も含めて防災空間を確保していく必要があります。

○市民の防災にかかる意識の向上と住民主体による防災まちづくりの取組が必要です。

⑦市民・事業者・行政の連携によるまちづくりの推進

<現状>

地方分権の進展や市民ニーズの多様化等を背景に、和泉市自治基本条例を制定しました。条例においては、「情報の共有」「参加と参画」、「合意形成に向けた話し合いと説明責任」、「協働によるまちづくりの推進」の4つを自治の基本原則として、市民や行政等の役割、参加・参画と協働によるまちづくりの考え方などを定めています。

また、市内の各地域（4地域）において、地域住民の活動拠点であるリージョンセンターが整備されています。

<課題>

○自治基本条例に基づく住民参加・参画と協働によるまちづくり活動を促進することが必要です。

○リージョンセンターを核とした地域の特性に応じた住民主体によるまちづくり活動の活性化が必要です。

○まちづくりに関する市民活動団体との連携による取組を推進していく必要があります。

○行政がもっているまちづくりに関する情報の積極的な公開が必要です。

○住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための施策が必要です。

Ⅱ 全体構想

1. 都市計画の目標

(1) 都市の将来像

(総合計画と調整中)

(2) 都市計画の目標

都市計画マスタープランは、次期和泉市総合計画（以下、「総合計画」という。）の将来像を実現するうえでの都市計画分野を担います。

今後、本計画の目標年次である2035年（平成47年）までの間に和泉市がどのような都市計画を進めていくのかを市民や事業者、行政が共有できるように、都市計画の目標及びサブテーマを以下のとおり定めます。

都市計画の目標 (キーワード：自然、居住、交通など)

サブテーマ

<p>○豊かな自然や歴史・文化資源と調和した魅力的な都市づくり 自然環境や歴史・文化資源など和泉市固有の様々な地域資源と調和した魅力的な都市をつくります。</p>	<p>○まち全体の一体感を高める都市づくり 和泉市が古くからの市街地、ニュータウン、農山村集落など様々な特性を持つ地域で構成されていることを踏まえ、それぞれの地域の個性を活かしつつ一つのまちとしての一体感を高める都市づくりを進めます。</p>
<p>○まちの活力を高める都市づくり 既存の工業団地や商業店舗、農地など市の活力を生み出す産業基盤を活かし、まちの活性化を図ります。</p>	<p>○ストック活用を重視した都市づくり 従来のように新たな都市基盤整備を展開していくのではなく、既存の都市基盤の適切な維持・更新をしつつ活用を図るストック活用を重視した都市づくりを進めます。</p>
<p>○環境と調和した持続可能な社会を実現する都市づくり 量的拡大から質的向上を重視する持続可能な社会の実現を目指し、自然と共生しつつ、環境負荷の少ない都市を構築していきます。</p>	<p>○市民と事業者・行政の協働による都市づくり 市民と事業者、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、協働による都市づくりに取り組みます。</p>
<p>○まち全体の安全性を高める都市づくり すべての市民が安心して生活を送れるように、様々な角度からまち全体の安全性を高めていきます。</p>	

古くは和泉国の国府が置かれ、数々の古墳や社寺など豊富な歴史的文化遺産を有するとともに、信太山丘陵や金剛生駒紀泉国定公園などの自然にも恵まれた和泉市は、近年は新市街地開発等による住宅都市、産業都市としても発展し続けてきました。

今後の和泉市の都市計画では、先人が築き上げてきたこのまちを自然や歴史から学びながらさらに磨きをかけるとともに、まちが抱える課題の解決を図り、地域特性を活かした魅力的なまちを目指すものです。

自分たちの地域に誇りと愛着を持ち、誰もが住みたいと思うまち、そして未永く暮らし続けたいと思うまちを目指して、ここに「」を都市計画の目標として掲げるとともに、サブテーマとして「豊かな自然や歴史・文化資源と調和した魅力的な都市づくり」「まち全体の一体感を高める都市づくり」「まちの活力を高める都市づくり」「ストック活用を重視した都市づくり」「環境と調和した持続可能な都市を構築する都市づくり」「まち全体の安全性を高める都市づくり」「市民と事業者・行政の協働による都市づくり」を定めます。

(3) 将来人口フレーム

(総合計画等と調整中)

(4) 将来都市構造

都市計画の目標の実現に向け、都市構造を設定します。

本市の将来の成り立ちを示すものとして、都市機能の中心的役割を果たす「拠点」とそれらを結びつける「軸」、その地域にふさわしい土地利用の方向を示す「ゾーン」の3つの要素による都市構造を設定します。

① 拠点の設定

拠点については、行政、商業・業務などの本市の中核的な都市機能が集積する「中心都市拠点」、公共サービス、商業など市民生活に関連の深い都市機能が集積する「都市拠点」、北部及び南部地域において文化、交流などの地域活動の拠点となる「地域拠点」、商・工業など産業機能の集積を図る「産業拠点」、教育・文化施設等の市民のまなびの場が集積する「まなびの拠点」、緑の特性を活かしながらそれぞれの機能の充実を図る「緑の拠点」、スポーツや医療など特定分野の機能が集積する「その他の拠点」を位置づけます。

拠 点	機 能
中心都市拠点	本市の中心的な交通ターミナル、行政、医療・福祉、商業・業務機能などが集積する拠点の形成を図り、和泉市の中心核として、質の高い都市的サービスを提供する拠点の形成を図ります。
都市拠点	ニュータウンをはじめとする周辺地域住民の日常生活の拠点として住民のニーズに対応した公共サービス、文化、商業機能等の都市機能の集積を図ります。
地域拠点	住民ニーズに対応した公共サービス機能の充実を図るとともに、地域住民による文化、交流などの地域活動を支える拠点の形成を図ります。
産業拠点	大都市近郊で幹線道路沿道という立地条件を活かした工業・流通、商業等の産業機能の集積を図ります。
まなびの拠点	大学や美術館、歴史館などの文化施設について、教育・研究・文化機能等の充実を図ります。
緑の拠点	主要な都市公園について、それぞれの特性を活かしつつ、市民の憩いやレクリエーション、防災など、緑が持つ機能の充実を図ります。
その他の拠点	市民が気軽にスポーツや健康づくり等に取り組むことができる施設や、地域医療を担う新たな病院施設をそれぞれ拠点として位置づけ、都市機能の充実を図ります。

②軸の設定

軸については、本市の南北の骨格軸となる「中心都市軸」と主に東西方向で市内外を結ぶ「都市軸」、水や緑の連続した空間から構成される水と緑のネットワーク軸を設定します。

軸	機 能
中心都市軸	市の南北を結ぶ路線を中心都市軸と位置づけ、市内の各地域の連携強化を図ります。
都市軸	市の東西を結ぶ路線を都市軸と位置づけ、大阪市、堺市、和歌山県を含む市内外の連携強化を図ります。 市外の2路線についても、中心都市軸を補完する南北を結ぶ都市軸として位置づけます。
水と緑のネットワーク軸	主要河川を水と緑のネットワーク軸と位置づけ、南部地域の山林から市街地をつなぐ連続した緑のオープンスペースとして景観形成や防災、生態系保全などの機能を強化します。

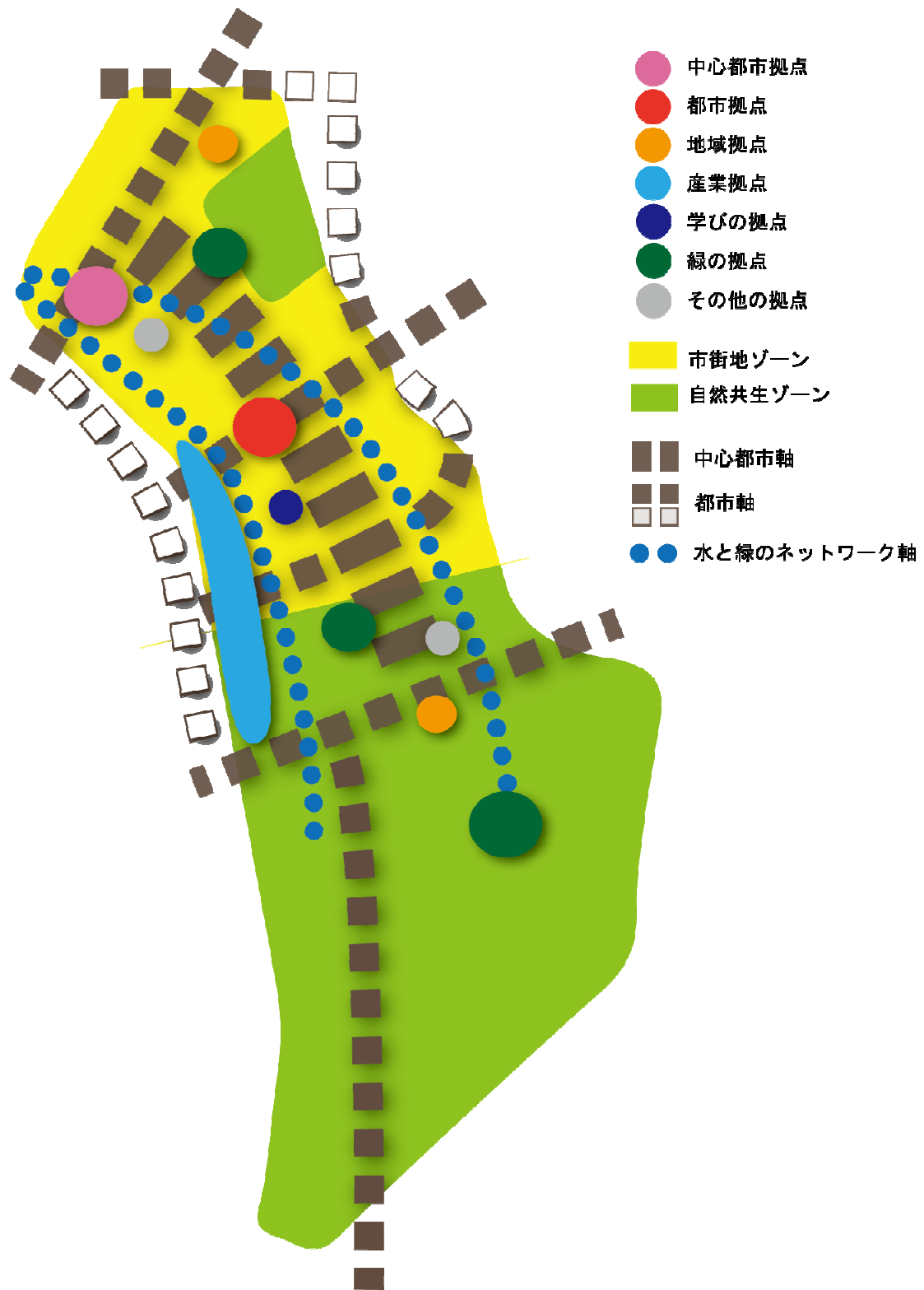
③ゾーンの設定

本市の大きな土地利用の方向を定めるゾーニングについては、すでに市街地が形成されている、もしくは形成される予定の「市街地ゾーン」と集落と森林、農地などの

自然環境や自然的環境からなる「自然共生ゾーン」を設定します。

ゾーン	機能
市街地ゾーン	行政、商業、居住等様々な機能を有する市街地として位置付けるゾーン。自然的環境や緑との調和を図りつつ、中心都市拠点や都市拠点、地域拠点を中心に質の高い市街地の形成を図ります。
自然共生ゾーン	山林や農地、集落等で構成されるゾーン。農地と集落については、田園環境と定住環境の充実を図ります。山林については、地域固有の貴重な財産と捉え保全を図るほか、人と自然のふれあいの場としての活用を図ります。

都市構造図



2. 都市計画の方針

(1) 土地利用方針

①基本的な考え方

都市計画の目標である「
」の実現に向けて、将来都市構造を踏まえた土地利用方針を定めます。既存の市街地と自然環境を適切に維持・保全、活用していくことを基本として、豊かな自然環境や歴史的文化遺産と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導により、快適で利便性の高い都市の形成を図ります。

【市民の暮らしやすさを創出する土地利用】

- ・市民の日常生活における利便性向上や安全で良好な居住環境の形成に向けて、市街地の成り立ちや立地状況等の地域特性に応じた土地利用を図ります。

【都市の活力を創造する土地利用】

- ・中心都市拠点、都市拠点等においては、都市の活力の創造に向けて既存の都市基盤を活用して商業・業務、産業、文化、交流など、地域全体の魅力や利便性を高めるための都市機能を集約した土地利用を図ります。

【自然環境、歴史的文化遺産との調和に配慮した土地利用】

- ・山林や丘陵地、農地等の豊かな自然環境、自然的環境や古墳、遺跡、社寺等の歴史的文化遺産を保全するとともに、それらとの調和に配慮した土地利用を図ります。

②基本方針

土地利用の基本的な枠組みとして良好な住環境の形成を目指す住居系、周辺環境との調和に配慮した操業環境やにぎわいの形成を目指す産業系、自然環境や自然的環境の保全・活用を図る自然系の3つに区分し、それぞれの区分の計12の地区について、土地利用の方針を整理します。

●土地利用の区分と地区

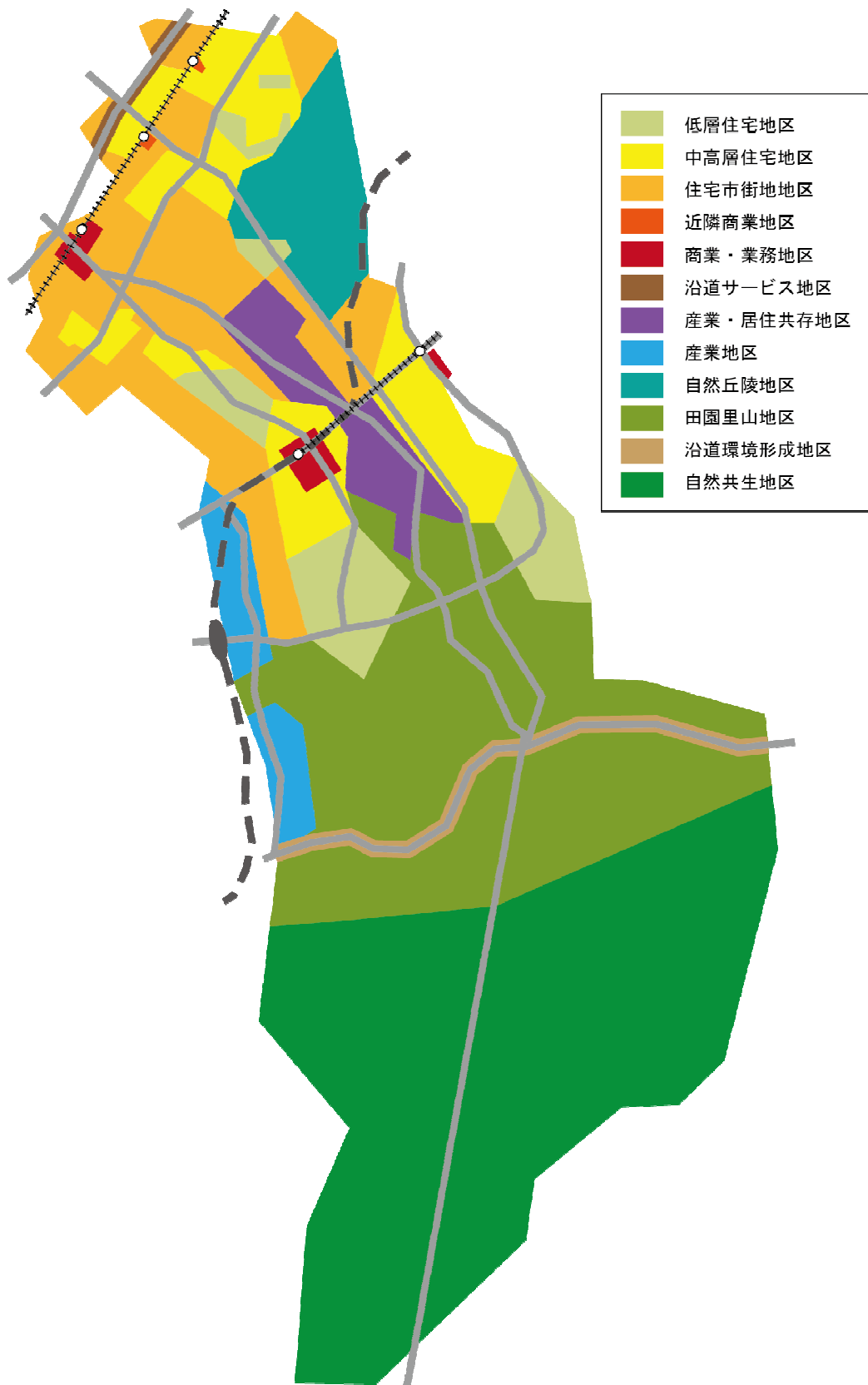
区 分	地 区
住居系	低層住宅地区、中高層住宅地区、住宅市街地地区
産業系	近隣商業地区、商業・業務地区、沿道サービス地区、産業・居住共存地区、産業地区
自然系	自然丘陵地区、田園里山地区、沿道環境形成地区、自然共生地区

●土地利用方針

地 区		土地利用方針の考え方
住居系	低層住宅地区	計画的に開発された戸建て住宅を中心とした住宅地については、周辺環境と調和したゆとりある良好な住環境の維持保全、充実に努めます。
	中高層住宅住地区	計画的に開発された集合住宅等を中心とした住宅地については、周辺環境との調和に配慮しつつ、利便性、安全性、快適性を兼ね備えた住宅地として住環境の維持保全・充実に努めます。
	住宅市街地地区	既成市街地等の一般の住宅地については、地区の特性に応じた良好な住環境の形成に努めます。行き止まり道路や狭あい道路など問題のある住宅地については、道路幅幅やオープンスペースの確保などによりまちの安全性の向上を図ります。また、宅地開発などに対する適切な規制、誘導により、良好な市街地の形成を図ります。
産業系	近隣商業地区	JR 北信太駅及び信太山駅周辺の地区については、周辺住民の日常生活の利便向上に供する商業、公共サービス機能等の充実に努めます。
	商業・業務地区	JR 和泉府中駅から市役所周辺、泉北高速鉄道中央駅周辺、光明池駅周辺の地区については、商業・業務機能を中心に、公共機関や文化機能、福祉、保健・医療など様々な都市的サービスが提供される地区の形成を図ります。
	沿道サービス地区	国道26号沿道については、市民生活の利便性を高める沿道サービス地区として商業・業務、その他産業機能が集積する地区の形成を図ります。
	産業・住居共存地区	工場産業などの工場等と住宅、小規模な商業施設等が混在する地区については、周辺環境との調和に配慮した産業用地としての土地利用を促進するとともに、周辺住宅地との共生に努めます。まとまりある住宅地が形成されている地区については、住居系用途地域への見直しを見据えて良好な住環境形成を進めます。

	産業地区	研究開発型産業や先端産業などの企業や工場、大型商業施設などが立地するトリヴェール和泉の企業立地地区やテクノステージ和泉については、本市の産業全体の産業の高度化と活性化を牽引する産業地区として、企業の誘致や操業環境づくりを進めるとともに、市域内外の方が利用する都市的にぎわいのある商業核を活かし沿道施設の促進を図ります。
自然系	自然丘陵地区	信太山丘陵については、市街地に隣接する身近な自然環境として、その豊かな自然空間を保全するとともに、市民が日常生活の中で気軽に自然とふれあうことができる憩いやレクリエーション、健康づくりの場などとしての活用を図ります。
	田園里山地区	南部の集落や農地、里山については、都市近郊型農業の生産の場及び都市環境と都市における貴重なオープンスペースとして保全に努めるとともに、都市農園など多面的な農地の活用等を図ります。また、集落については、農地や山林等との調和に配慮した良好な集落環境の保全を図ります。
	沿道環境形成地区	国道 170 号（大阪外環状線）沿道については、良好な沿道景観形成に向けた規制・誘導を図るとともに、周辺環境と調和した観光・交流拠点機能等の配置を図ります。
	自然共生地区	南部の山林については、林業の場としてだけでなく水源涵養や自然景観形成など本市の貴重な自然空間として保全に努めるとともに、その豊かな自然環境を活かした観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。

土地利用方針図



(2) 交通の方針

①基本的な考え方

市街地の骨格を形成するとともに、市民生活や産業活動等に非常に重要な役割を果たす基盤施設である道路、鉄道、バス等の交通施設については、地球温暖化対策の推進や高齢社会を迎える中において、その整備及び適切な維持管理の推進が強く求められることから、土地利用計画と整合しつつ、自然環境との調和や産業振興にも十分配慮した交通体系の形成を図ります。なお、長期間事業実施が見込めない都市施設整備については、その必要性を見極めつつ見直しも含めたあり方を検討します。

【交通需要に対応した幹線道路網の形成】

- ・今後予想される交通需要や地域間の連携強化に対応した幹線道路を整備するとともに、これらと有機的に結びついた骨格的な道路ネットワークの形成を図ります。

【安全で快適に通行できる道路環境づくり】

- ・道路ネットワークについては、既存ストックとしての道路体系を十分に活かしながら、十分な幅員、歩道の確保や緑化による道路景観形成など、自動車、自転車、歩行者が安全で快適に通行できる道路環境づくりを進めます。

【生活道路の安全性の向上】

- ・市民に身近な生活道路については、地域住民との連携を図りつつ歩行者や自転車等の安全性・快適性の向上に努めます。

【交通施設の適切な維持管理】

- ・老朽化が進む道路、橋梁、トンネル等の交通施設については、利用者の安全性確保やコスト削減の観点を踏まえた計画的な維持管理及び更新を進めます。

【ユニバーサルデザインの道路空間の形成】

- ・すべての道路において、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して通行できる、人にやさしいユニバーサルデザインの道路空間の形成を図ります。

【環境負荷が小さく利便性の高い公共交通ネットワークの形成】

- ・低炭素社会の実現に向けて重要な役割を果たすとともに、あらゆる人が気軽に利用できる交通手段としても重要な鉄道・バス等の公共交通機関については、ネットワークの強化や安全性・利便性の向上、輸送力の強化などにより、一層の利用促進を図ります。

②基本方針

(3) 都市・自然環境及び歴史文化遺産の方針

①基本的な考え方

信太山丘陵や南部地域の山林の豊かな自然環境や農地などの自然的環境、緑と調和した古墳や遺跡などの歴史的文化遺産は、都市環境形成や観光振興、防災などの面で大きな役割を果たすとともに本市の特徴を示す重要な要素であることから、これらの保全と有効活用を図ります。また、公園種別に応じた公園・緑地の適正な配置と維持管理などにより、既存計画の見直しも含め、緑とうるおいのある快適な都市環境の形成を図ります。

【緑とうるおいのある公園・緑地の整備、適正配置】

- ・住民のニーズや防災性、周辺環境との調和等に配慮した公園・緑地の整備と維持管理を進めます。

【山間部の緑の保全と農地の保全・活用】

- ・南部地域の山林や信太山丘陵の自然などを市の貴重な環境資源として捉え、水源涵養や多様な生物生息の場、レクリエーションの場などとしての観点から保全・活用を図ります。
- ・南部地域の農地は農業施策を中心とした営農環境づくりを進めます。
- ・市街地の農地については、農作物の生産の場としてだけでなく防災や自然とのふれあいの場としての面なども重視し都市における重要なオープンスペースとして保全・活用を図ります。

【都市施設の緑化推進】

- ・道路や公共施設等において、防災性向上、気象緩和などの観点から積極的に緑化を進めていきます。

【河川の水辺環境の保全・活用と水質保全】

- ・主要河川について、水と緑のネットワーク軸として位置付け、水質汚濁などの環境悪化を防止するとともに市民が身近に自然に触れられる環境としての保全・活用を図ります。また、ため池についても、農業用水だけでなく、レクリエーションや多様な生物生息の場などとして保全・活用を図ります。

【環境負荷を低減する生活環境づくり】

- ・環境と調和した持続可能なまちづくりに向けて、ゴミ処理、省エネルギー、リサイクルなどの面から環境負荷を低減する生活環境づくりを図ります。また、下水道事業を推進し、公共用水域の水質保全を図ります。

【緑と調和した歴史的文化遺産の保全・活用】

- ・豊かな緑と調和した古墳・遺跡・社寺、伝統的なまちなみなどを和泉市の魅力を高める重要な要素として保全するとともに、観光や憩いの空間としての活用を図ります。

②基本方針

(4) その他公共施設の方針

①基本的な考え方

市民の生活を維持し、活発な都市活動を支える公共施設については、市民のニーズを踏まえながら総合的かつ計画的な整備及び維持管理を推進します。安全で良質な水の供給や下水道施設の整備、ごみ焼却処理施設の適切な維持管理に努めるほか、地域の拠点となるリージョンセンターをコミュニティの場として活用することにより、まとまりある利便性の高い地域づくりを行うとともに、今後の人口動向を見据えた既存施設の活用、他都市との連携など効率的で適切な施設の配置を目指します。

既存の公共施設については、耐震改修促進法等に基づき、耐震診断・改修を計画的に進めることで利用者の安全性を高めるとともに、高齢者や車いす利用者などの利用に配慮した施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

【上水道施設の充実】

- ・送配水管や浄水場など水道施設の老朽化に対して、計画的な更新を進めるとともに、水道施設の耐震化に取り組みます。

【下水道施設の充実】

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水被害の解消を図るため、下水道計画区域の未整備地区における施設整備を進めるとともに、老朽施設については更新を行います。

【ごみ処理施設の適正な維持管理】

- ・ごみ処理については、減量化の取り組みを進めつつ処理施設の改良・更新を進めます。

【学校教育施設の充実】

- ・児童・生徒数の変動や教育課程の変更に対応し、効率的で適切な施設配置を目指すとともに、良好で安全な教育環境を確保するため、学校施設の整備を進めます。

【保健・福祉・医療関連施設の充実】

- ・保健・福祉・医療関連施設については、市民ニーズに対応した施設の適正配置と機能の充実に努めます。
- ・市民病院については、現施設の老朽化・非耐震を踏まえ、建て替えを進めます。

【市役所庁舎】

(方向性が確定した段階で記載)

②基本方針

(5) 市街地・集落及び住宅の方針

①基本的な考え方

長期にわたりコミュニティバランスを維持できる市街地および集落の形成を目指します。

既成市街地では良好な市街地環境の保全・創造、計画的に整備されたニュータウンでは、良好な住環境、操業環境等の保全など、適切な規制・誘導方策を活用しながら、それぞれの地区の特性に応じて安全、快適で魅力ある市街地の形成を図ります。

南部地域の集落については、地域特性に応じた生活基盤整備等により、集落環境の安全性、利便性の向上を図ります。

【中心都市拠点、都市拠点、地域拠点の整備】

- ・ JR 和泉府中駅や市役所周辺を行政、商業・業務、医療・福祉等多様な都市機能が集積する「中心都市拠点」として位置付け、質の高い都市的サービスを提供する拠点の形成を図ります。
- ・ 泉北高速鉄道中央駅周辺については、中心都市拠点との機能分担を図りつつ、商業・業務、文化などの都市機能が集積する「都市拠点」として拠点形成を図ります。
- ・ 北部及び南部リージョンセンターについては、「地域拠点」として交流や生涯学習など地域住民の活動拠点としての機能の充実に努めます。

【自然と調和した市街地の都市機能の充実】

- ・ トリヴェール和泉地区については、計画的な整備・開発により、整った都市基盤と調和のとれた土地利用を推進し、優れた都市環境が形成されています。今後は、周辺の自然環境、自然的環境との調和を図りつつ、居住、商業、工業、研究開発などそれぞれの地区で位置づけられた機能の充実に努めます。一部の住宅地については、住民の高齢化などオールドタウン化しつつあることを踏まえ、既存のストックを活かしながら持続可能なまちづくりに取り組みます。

【地域の性格に応じた既成市街地の整備】

- ・ 既成市街地については、商業・業務、居住など地域の性格に応じた基盤整備などによる環境づくりを推進します。
- ・ 住宅や工場が混在している地区については、地区の現状を踏まえ、良好な操業環境や安全で快適な住環境の実現に向けた環境づくりを進めます。
- ・ 特に、老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題を残した市街地においては、防災性向上に向けた整備を進めます。

【農山村集落の環境づくり】

- ・農山村集落については、農業振興施策と連携した生活基盤整備等による農山村環境の向上を図ります。また、新規住宅の立地を可能とする制度の導入などにより集落人口の維持に努めます。

【安全で快適な住環境づくり】

- ・住環境、居住水準の向上を図り、暮らしの中に安全・安心とゆとりを感じられる居住の場を創造します。増加する空き家の活用を図りながら、多様化するニーズに対応した住宅供給や高齢者や障がい者、子育て世帯にも配慮した安全で快適な住環境の整備を図ります。

②基本方針

(6) 都市防災の方針

①基本的な考え方

本市の市街地では、老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題を残した市街地が存在するとともに、土砂災害の危険がある山地があります。これらを踏まえ、将来、発生が予想される地震や水害、土砂崩壊、火災等の各種災害に対して安全・安心な暮らしが営めるよう、ライフライン、道路、公園、河川などの防災機能の強化に加え、消防力の強化並びに消防団の組織力強化による災害に強い都市づくりを進めるとともに、自助・共助・公助の観点から防災体制の強化に取り組みます。

【治水・治山対策の推進】

- ・榎尾川、松尾川を始め、市内を流れる河川等の改修や下水道整備など、総合的な治水対策を進めます。
- ・山林の保全・育成を図るほか、地すべり、がけ崩れ等の危険防止対策などによる土砂災害対策を進めます。

【地震・火災対策の推進】

- ・地震や火災に対する安全性の向上を図るため、事前復興の考え方を踏まえつつ建築物や都市施設、公共施設の耐震性・耐火性向上を促進します。
- ・特に老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題を残した市街地においては、避難路の確保や避難場所を含む防災拠点の確保を図ります。

【防災にかかる市民意識の向上】

- ・避難訓練や災害に対する広報活動により、人々の防災にかかる意識の向上を図るとともに、災害発生時における円滑な避難や自主的な救援を行えるよう、消防団の組織力強化など、コミュニティレベルの防災の取組を促進します。

②基本方針

(7) 都市景観の方針

①基本的な考え方

都市における景観は、さまざまな都市活動の場を演出し、まちや地域への愛着を育む重要な要素であるとともに、近年は人々の意識の中でも質の高い景観形成への期待が高まっています。

和泉市は、南部地域の山林や信太山丘陵、農地、歴史的文化遺産、伝統的まちなみなど本市固有の自然・歴史的景観やニュータウン開発による市街地景観といった様々な魅力的な景観資源を保有しています。これらの景観資源については、これまでの法制度を活用し、より魅力的な都市景観の形成に向けた取組を進めます。

【自然景観・自然的景観の形成】

- ・南部地域の山林や信太山丘陵を本市の自然景観を構成する重要な要素として保全を図ります。
- ・まとまった農地についても自然的景観を形成するオープンスペースとして保全を図ります。
- ・河川やため池、河畔林などの水辺空間を、水辺と周囲の緑が一体となったうるおいのある景観として形成を図ります。

【歴史的景観の形成】

- ・遺跡や古墳、社寺等の歴史的文化遺産について、周囲の緑と一体となった歴史的景観として保全を図ります。旧街道や集落などの伝統的まちなみについても保全を図ります。

【地区の特性に応じた市街地景観の形成】

- ・既成市街地においては、公園・緑地や社寺林などの様々な緑によるにぎわいの創出やゆとりとうるおいの形成、歴史的環境の保全など各地区の特性に応じた魅力的な市街地景観の形成を図ります。
- ・トリヴェール和泉地区などの新市街地については、周辺の自然環境、自然的環境と調和した新たな時代にふさわしい質の高い都市景観の形成を図ります。

【良好な幹線道路沿道景観の形成】

- ・一部で沿道景観に混乱が見られる幹線道路沿道については、土地利用規制等と連携しつつ、周辺環境と調和した良好な道路景観の形成を図ります。

②基本方針